

交付図書の訂正について

令和7年2月19日付で入札公告を行った「日本海東北自動車道 新潟管内沿道測量」において、交付図書に一部誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

令和7年3月7日

契約責任者
東日本高速道路株式会社
新潟支社長 佐久間 仁

【訂正内容】

- ・特記仕様書

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

正誤表

件名:日本海東北自動車道 新潟管内沿道測量

修正箇所	誤	正
特記仕様書	<p>1-1-5 履行期間 履行期間は、契約保証取得の日の翌日から300日間とする。</p>	<p>1-1-5 履行期間 本業務は、共通仕様書1-13「着手日」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内(業務完了期限までの間)で、受注者が業務の始期(業務着手日)及び終期(業務完了日)を任意に設定することができる。 なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。 余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。 また、業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書(様式-1)により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。 全体履行期間(業務完了期限):契約保証取得の日の翌日から300日間(まで) 余裕期間(業務着手期限):契約保証取得の日の翌日から60日間(まで)</p> <p>(様式-1)追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p style="text-align: center;">様式-1</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東日本高速道路株式会社 東北支社 支社長 <u>_____</u> 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 会社名 <u>_____</u> 代表者 <u>_____</u></p> <p style="text-align: center;">履行期間通知書</p> <p style="text-align: center;">調査等名 <u>_____</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">1. 契約保証取得の日 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">2-1. 発注者が設定した全体履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間) (1. 契約保証取得の日の翌日)</p> <p style="text-align: center;">2-2. 発注者が設定した余裕期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間) (1. 契約保証取得の日の翌日)</p> <p style="text-align: center;">3-1. 受注者が設定した業務の始期 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">3-2. 受注者が設定した業務の終期 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">3-3. 契約上の履行期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間) (1. 契約保証取得の日の翌日) (3-2. 受注者が設定した業務の終期)</p> </div>
特記仕様書	無記載	<p>1-1-6 テクリスへの登録 本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書1-12-4「テクリスへの登録」の規定によらず、以下のとおりとする。 受注者は受注時または変更時において請負金額が100万円以上の調査等について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日にに関する法律に定める国民の祝日(以下「休日等」という。)及び共通仕様書1-3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。 (1) 営注時は、受注者が設定した業務の始期から15日以内 (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から15日以内 (3) 営了時は、完了届提出日の翌日から15日以内 また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。 当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。 また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。 なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。</p>